

# 知的財産の測定方法と監査

池 田 公 司

甲南経営研究 第45巻 第4号 抜刷

平成 17 年 3 月

# 知的財産の測定方法と監査

池 田 公 司

## I 知的財産の開示と信頼性保証

米国の FASB が2001年に「ビジネスレポーティングの改善：自主的開示の拡大の見通し」(*Improving Business Reporting: Insights into Enhancing Voluntary Disclosures*) という報告書 (FASB [2001]) を公表している。これは、FASB が近年取り組んでいるビジネスレポーティング研究プロジェクト (Business Reporting Research Project; BRRP) の一環として纏められたものであり、今後の知的財産<sup>(1)</sup>の開示の在り方に関して、一つの興味深いフレームワークを提示している。すなわち、FASB は、「GAAP や SEC 規則で明示的に要求されていない開示であって、主として財務諸表以外でおこなう開示」を自主的開示または任意開示 (voluntary disclosure) と定義付け、R&D のみでなく、人的資源、顧客関係、技術革新等のインタンジブルズを、かかる自主的開示の枠組みで取り上げる方向性を検討している。具体的には、いわゆる MD&A (Management Discussion and Analysis) の区分等で開示されることとなる<sup>(2)</sup>。

---

(1) 正確には、知的資本 (Intellectual Capital; IC) と称すべきであるが、ここでは知的財産というターミノロジーを用いる。英米の文献では、知的財産 (Intellectual Property; IP) は著作権のような法律上の権利等を指す場合が多く、IC よりも狭義の概念である。

(2) MD&A には SEC の開示要件がある (Item 303 of Regulation S-K, Items 303 (b) and (c) of Regulation S-B, Item 5 of Form 20-F and Paragraph 11 of General Instruc-

知的財産の測定方法と監査（池田公司）

また、特筆すべき点は、FASBのBRRPがこのような自主的開示を電子開示として推進しようとしていることである。FASBは「ビジネス情報の電子開示」(electronic distribution of business information) という表記を用いており、これは強制開示であるSECのEDGARシステムとは概念的に区別される。加えて、ビジネスレポーティング用の次世代言語として、XBRLの普及も図られている(AICPA [2001b])。

ところで、こうした知的財産の開示を信頼性保証の側面から捉えると、現状では、監査プロフェッションもFASBのスタンスと歩調を合わせているように見受けられる。というよりも、上記のFASBの報告書は、もともと1994年にAICPA財務報告特別委員会が公表した報告書「ビジネスレポーティングの改善：カスタマフォーカス」(AICPA [1994]) を発展的に継承したものであり(FASB [2001], p.1)、むしろ、この問題に先鞭を付けたのはAICPAであったといえよう。AICPAのウェブサイトでは2001年から「改善されたビジネスレポーティングの支援」(AICPA Supports Improved Business Reporting) が表明されており (<http://www.aicpa.org/pubs/cpaltr/apr2001/supports.htm>)、2002年から企業評価能力の認定試験制度 (Accredited in

---

tion B of Form 40-F)。1980年に最初のもので制定されており、その後も改訂が続いている。2003年12月に *SEC Release Guidance Regarding MD&A* が公表されており、MD&Aの拡充が求められている。そこでは、具体的に6項目が挙げられているが、その一つに「キーパフォーマンスインジケータ（非財務的なものを含む）」がある。具体的には、いわゆるバランススコアカードの「リーディングインジケータ」等を指していると考えられる。米国で幅広く支持されたKaplanの所説は、ある意味では米国版の知的資本報告書を説いたものと理解され得るので、SECにおいても、この種の開示の必要性は認知されているように忖度される。今後、「MD&A」の区分において（すなわち、財務諸表とは別立てで）知的財産の開示が進むと、ディスクロージャーの型としては北欧諸国と同じパターンになるであろう。何れにしても、“audit”または“examination”としての信頼性保証は見送られている。

- (3) World Wide Web Consortium (W3C) は、現在使われているHTMLに代わる次世代の言語としてXML (eXtensible Markup Language) を開発している。会計目的のためのXMLがXBRL (eXtensible Business Reporting Language) である。

Business Valuation; ABV) が開始されている。AICPA のウェブサイトには全米の ABV 資格保有者のリストが州別に公表されており、ニューヨーク州では89名 (2004年7月現在) が登録されている。ABV のハンドブック (2004年3月26日発行) も PDF ファイルでダウンロードできるので、評価に用いられるメトリックス (評価モデル) の体系についても概要を知ることができる。

ちなみに、欧米の監査プロフェッションの取り組みとしては、王立オランダ登録会計士協会 (Koninklijk Nederlands Instituut van Registeraccountants; Koninklijk NIVRA)<sup>(4)</sup> も2003年にメトリックスに関する調査研究 (Royal NIVRA [2003]) を公表している。これは、RA (登録会計士) に対する VERA (継続的専門教育) の一環として実施されたものであり、基本的に AICPA と同じようなスタンスを採っているといえよう。Royal NIVRA [2003] では、メトリックスの利用実態に関する調査が実施されており、それによるとメトリックスにも「一般に認められた方法」の範囲が画定され得る可能性が指摘されている。このことは、評価方法の不偏性 (評価リスク) を検証する際に重要な意味を有するであろう。

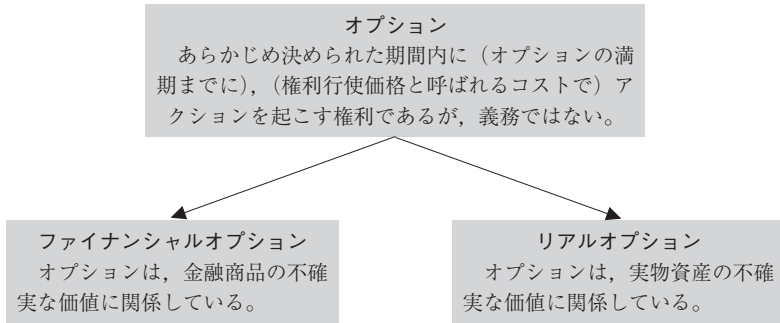
英国ケンブリッジ大学ビジネススクールの Richard Baker (Judge Institute of Management, University of Cambridge) の所説 (Baker [2001]) および米国ニューヨーク大学ビジネススクールの Aswath Damodaran (Stern School of<sup>(5)</sup>

---

(4) 以下では、英語による表記の“Royal NIVRA”を用いる。オランダは英国と同様に複数の会計団体が組織されており、米国のような一元的構造ではない。ICAEW に相当する組織が Royal NIVRA であり、CA (勅許会計士) が RA (登録会計士) に対応する。

(5) Baruch Lev によって無形財研究センター (Intangibles Research Center) が設立されており、2001年5月に第4回無形財会議 (4th Intangibles Conference) が開催されている。開示政策のセッションにおいて、Edmund Jenkins (AICPA [1994]) の主査、当時は FASB 議長) が「合衆国における企業の自主的開示」(Voluntary Corporate Disclosure in the U.S.) というテーマで報告している。現行の財務報告制度の欠陥は、従業員離職率や顧客満足度のような非財務 (nonfinancial) データ、およ

図1 ファイナンシャルオプションとリアルオプション



【図の説明】

不確実性が高く、かつ経営上のフレキシビリティに余地がある環境においては、投資は考慮すべき重要なオプション価値をもつ。

（出所）Royal NIVRA [2003], p. 66 に加筆・修正。

Business, New York University) の所説 (Damodaran [2002]) によると、知的財産の評価方法は原理的にファイナンスのそれと共通している部分が多い。例えば、オプション理論は“financial”にも“real”にも適用可能である。<sup>(6)</sup>このことは Royal NIVRA [2003] でも「図1」のように説明されており、リアルオプションの適用が今後益々重要性になると考えられている。<sup>(7)</sup>

---

び製品開発成功率や将来情報のような非取引 (non-transaction) データの開示で解消されると主張されている。

(6) ファイナンシャルオプションは周知の Black and Scholes [1973] によって1970年代に端緒が開かれた。他方、リアルオプションは1980年代の Brennan and Schwartz [1985] および McDonald and Siegel [1986] に起源がある (Baker [2001], p. 213)。

(7) しばしばファイナンシャルオプションの「起源」として、紀元前200年のギリシャ哲学者 Thales がオリーブ絞り器の使用権にオプションを設定した逸話が引き合いに出される。AICPA の監査マニュアル (AICPA [2001a]) においても、これがデリバティブの説明に用いられている (AICPA [2001a], pars.2.01-2.02)。Royal NIVRA [2003] においては、むしろ「Thales はリアルオプションを手に入れた」(Thales acquired a 'real option') と理解されている (Royal NIVRA [2003], pp. 66-67)。

「図1」に基づいて考えると、監査上、次のようなインプリケーションが与えられる。すなわち、デリバティブは既に会計監査の対象に含まれており、SAS 第92号 (AICPA [2000]) とその監査ガイド (AICPA [2001a]) が GAAS として制度監査に「浸透」している。デリバティブと知的財産の性格が異なることは十分に留意しなければならないとしても、両者が類似した計算構造を有する以上、知的財産の監査可能性を否定する根拠はない。また、デリバティブ会計や公正価値の見積方法に対する監査アプローチとして、SAS 第57号「会計上の見積もりの監査」(AICPA [1988])、SAS 第57号を補強した「ソフト会計情報の監査」(AICPA [1998])、および SAS 第101号「公正価値の測定および開示の監査」(AICPA [2003a]) 等も既に公表されているところから、理論的な準備はある程度まで進んでいると考えられる。知的財産の監査は、デリバティブの監査と同様に、主観性の高い（すなわち、「硬度」の低い）会計情報の監査として分類することができる。もっとも、実情に即して現実的に考えるならば、ABV の資格と一定のキャリアを有する CPA がコンピレーション業務<sup>(8)</sup>として関与する可能性の方が高いであろう。

なお、知的財産の監査に関して、次の点に注意を促しておきたい。監査プロフェッションとは別に、英米のコンサルティング会社や法律事務所が知的資本監査 (Intellectual Capital Audit; IC Audit) または知的財産監査 (Intellectual Property Audit; IP Audit)<sup>(9)</sup> という業務を開始していることも指摘しておきたい。とはいえ、これらの IC 監査や IP 監査は会計的な意味での監査（信頼性保証）ではなく、実態としては「インベントリ」として実施されているケースが多い。こうした IC/IP 監査は経営者のベネフィットを保証する

(8) 監査プロフェッションの保証業務 (assurance service) は、監査 (audit or examination)、レビュー (review) およびコンピレーション (compilation) に分けられる。

(9) 一般的に、コンサルティング会社の関係では IC 監査が使用され、法律事務所の関係では IP 監査が使用される傾向が見出される。

知的財産の測定方法と監査（池田公司）

ために実施されるであろう。このように、用語法それ自体においても、種々の異なったコンテキストで使用されているのが現状である。

以上のことを念頭に置きつつ、以下では、次の二つの点を明らかにしておきたい。

- ① 先ず、FASB [2001] を手掛かりとして、自主的開示のフレームワークについて検討を加える。とりわけ、FASB の構想においては、ビジネスレポーティングとしての知的財産の自主的開示が、XBRL によるウェブ上の電子開示と結びつけて考えられている点に特徴がある。
- ② 次に、知的財産の測定方法の観点から、知的財産監査の特徴について検討を加える。具体的には、検証可能性概念を、文書的検証可能性、不偏性の検証可能性、操作的検証可能性および実証的検証可能の四つのディメンジョンから捉えつつ、伝統的財務諸表監査と比較する形で考察する。

## II 自主的開示のフレームワーク

自主的開示には、次の二つの側面がある。

- ① 情報のコンテンツの問題——HBS の Kaplan が主張するリーディングインジケータやバランススコアカード、FASB の Jenkins が主張する非財務データや非取引データの開示、あるいは Royal NIVRA が議論している VBM (Value Based Management) では、伝統的な歴史的財務諸表 (historical financial statements) が認識対象外としてきたものが重視されている。すなわち、「会計情報」という概念のコンテンツを拡充することが求められている。歴史的財務諸表による「財務報告」(financial reporting) を質的に改善したものが「ビジネスレポーティング」(business reporting) と考えられる。この場合、新しい認識対象 (デリバティブズやインタンジブルズ) の公正価値をどのように測定するのかとい

表1 制度会計における電子帳簿・電子開示・電子申告の法基盤整備

制度区分	法改正等の措置	電子化への移行
証取法会計	証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成12年）	平成13年6月からEDINETへ段階的に移行
商法会計	商法改正（平成13年）	「電磁的記録」による会計帳簿または貸借対照表の作成を容認（商法33条ノ2第1項） 「電磁的方法」による計算書類および監査報告書の提供を容認（商法283条3項）
税務会計	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年）	一定の「適用要件」を満たし、かつ定められた「申請手続」を経て電子帳簿を認可
	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成15年）	国税電子申告・納税システムの導入

う会計理論上の問題が重要な課題になる。

- ② 情報を処理するシステムの問題——FASBによる「ビジネス情報の電子開示」という構想は、会計情報システム（Accounting Information System; AIS）の設計と運用に関わるテクニカルな問題であり、上記①とは性格が異なる。AISは様々な種類のアプリケーションシステム（適用業務システム）から構成される複合体であり、歴史的財務諸表を作成する機能がコアを形成している。新しいタイプのデリバティブズやインタンジブルズの評価方法が考案された場合には、それをプログラム化し、アプリケーションシステムとして設計・運用することが課題となる。加えて、歴史的財務諸表や新しいタイプの会計情報を電子媒体によって効率的に配信することが求められるようになっており、AICPAの呼びかけで開発されたXBRLに移行することが電子開示の課題となっている。



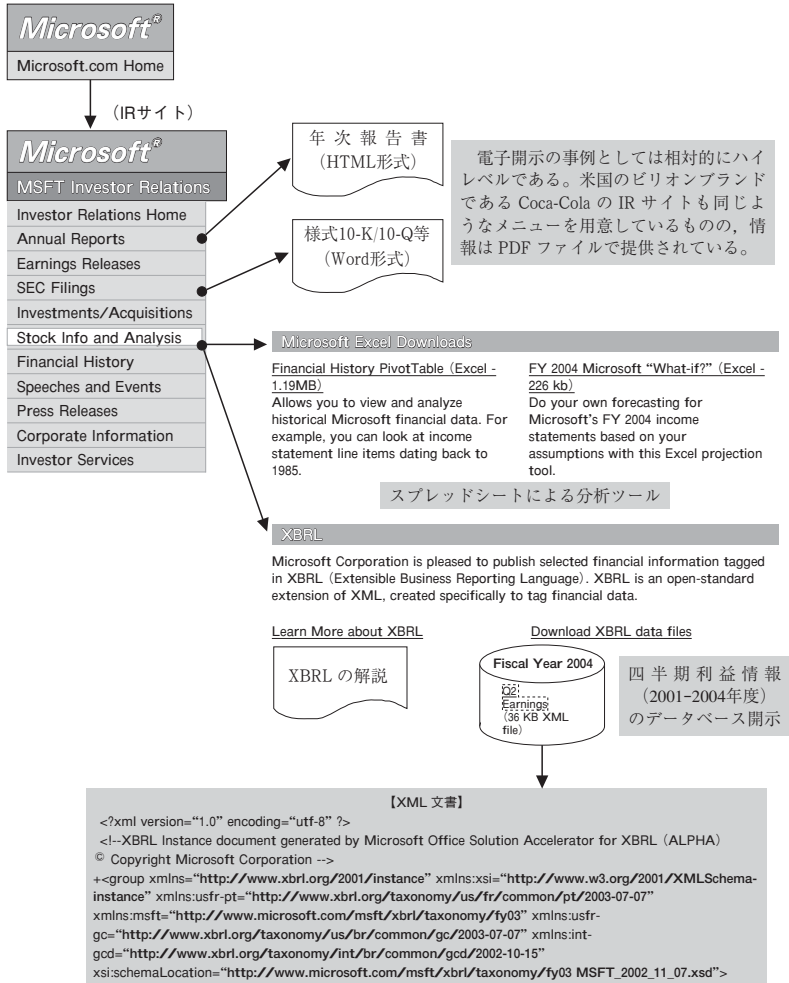
## 知的財産の測定方法と監査（池田公司）

このように、①と②の二つの側面に着目する意義は次の点にある。すなわち、「表1」に示したように、我が国においても制度会計の総ての領域が電子帳簿・電子開示・電子申告に移行しつつあり、とりわけ、国税庁の電子申告システム（e-Tax）にXBRLが採用されたことは重要な意味を有している。制度会計（すなわち、歴史的財務諸表による財務報告）が総てのプロセスで電子化されている以上、それを概念的に拡張したビジネスレポーティングの研究においても、①の理論的な側面のみでなく、②のシステム的な側面を含めて考える必要性が一層高くなっている。監査アプローチを検討する際にもこのことが当てはまる。すなわち、ビジネスレポーティングの信頼性保証にはIT監査（またはシステム監査）の観点を加えなければならない。

ここで、「図2」を参照されたい。これは、米国マイクロソフト社の事例であり、XBRLによるデータベース開示（database disclosure）が導入されている。ユーザが必要な情報を自らダウンロードする開示形式である。知的財産の顕著な開示事項は見あたらないが、システム的には興味深い事例である。IRサイトに分析ツールも組み込まれている。具体的なイメージとしては、FASB [2001] の描いている自主的なビジネスレポーティングとは、このようなスタイルで企業評価に有用な情報を開示していくことであると考えられる。

FASB [2001] は、自動車、化学、IT、食品、石油、製薬、金融および服飾の8産業について、6から9社の大企業を抽出して、自主的開示の実態調査を実施している。FASB [2001] のワーキンググループは、それらの企業の年次・四半期報告書、SEC提出書類、プレスリリース、ファクトブック、および株主・アナリスト・潜在投資家へのプレゼンテーションのコピー等を収集・分析した。一般に利用可能な総ての重要な資料がレビューの対象とされており、ウェブサイトが含まれることはいうまでもない。詳細はFASB [2001] の付録Cに収録されている（FASB [2001], pp. 43-80）。調査の結果、

図2 XBRLによるデータベース開示



(出所) www.microsoft.com を概念図として編集。

次のような発見事項と勧告が挙げられている。

- ① 多くの有力企業が多くのビジネス情報を自主的に開示しており、投資家への情報伝達に有用と思われる。
- ② ビジネスの環境は急速に変化しつつあるので、自主的開示の必要性は一層高まると考えられる。「ビジネスレポーティングの信頼性、目的適合性および有用性を高めるべきである」(business reporting be more *reliable, relevant, and useful*)<sup>(10)</sup> という要求が強くなるであろう。
- ③ 企業の成功に関わる重要事項を自主的に開示することが有用であり、とりわけ、「クリティカルサクセスファクタ」とそれらのファクタを取り巻くトレンドについて経営者のビジョンを開示することが重要である。
- ④ 未認識の無形資産 (unrecognized intangible assets) に関する開示事例は少ないものの、企業価値に対するインタンジブルズの重要性を考えるならば、この種の資産に関するデータを追加することが必要である。企業の重要資産は益々インタンジブルになりつつあり、*Business Week* 誌の「21世紀の企業」(2000年8月28日)においても「人的資本こそが唯一の資産である」と述べられている。現行の会計基準は多くのケースにおいて無形資産の認識を禁止しているが、このことによってインタンジブルズの存在が排除されることはないし、インタンジブルズが企業の成功にとって重要であるという事実が否定されることもない。未認識の無形資産、すなわち研究開発、人的資源、顧客満足度、技術革新、および企業の成功にとって重要なその他の事項を開示することは、投資意思決

---

(10) 周知のように、FASB 概念ステートメント第2号においては、「意思決定の有用性」は「目的適合性」と「信頼性」の二つの要件を満たすべきものと考えられている。この記述から理解されるように、FASB [2001] においても、信頼性保証の要件は少なくとも理論的には考慮に入れられているように付度される。インタンジブルズの開示が目的適合性を有することは明らかであるから、やはり信頼性保証に問題が残されることになる。

定に大きな有用性をもつ。<sup>(11)</sup>

- ⑤ 将来情報 (forward-looking information) の有用な開示事例は多いが、これらを大幅に拡充する余地が残されている。
- ⑥ 自主的開示は、好材料のみでなく失望もカバーすべきである。過去に開示された計画や目標が実際に達成された結果と比較されると、最も有用な開示となる。
- ⑦ 企業が業務管理や経営戦略推進に用いているメトリックスを自主的に開示することは大いに有用であることが多い。<sup>(12)</sup> それらのメトリックスは、それが企業の成功に相応しいものである限り、每期継続して開示されるべきである。しかしながら、ある年度にメトリックスを開示するという決定を下したとしても、そのメトリックスが適切性を失ったり、より優れたメトリックスが適用できる状況になった場合には、次年度以降に継続性の義務が問われることはない。
- ⑧ 企業はビジネスレポーティングを継続的に改善し、開示情報の種類や開示方法について様々な試みを行うことが求められている。

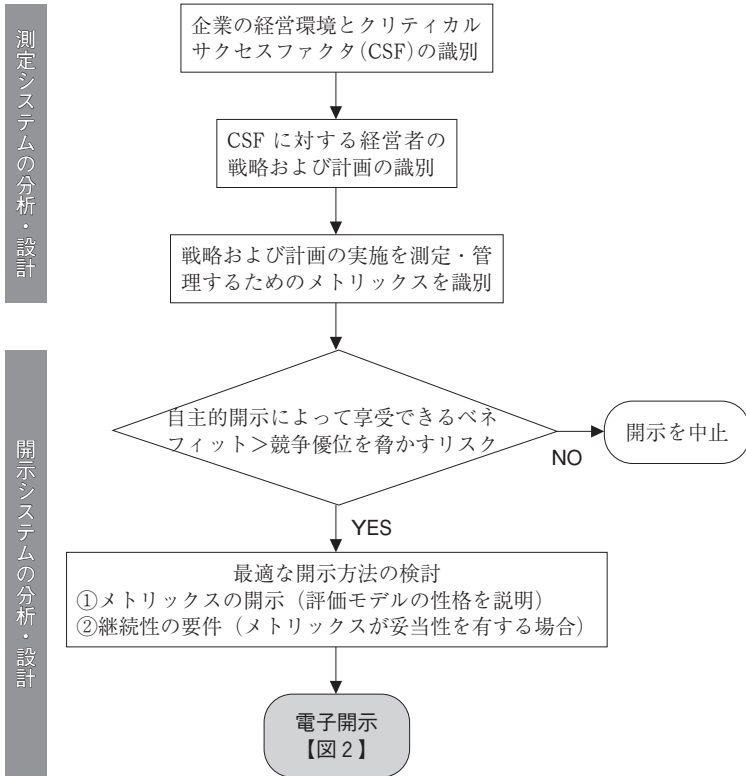
「図3」は、FASB [2001] で述べられている自主的開示の考え方を筆者の理解に即してフローチャート形式で纏めたものである。「図3」は、AISの観点から二つのモジュールに分けられており、測定システムの分析・設計、

---

(11) 医薬品産業がR&Dや製品開発の開示に積極的であるが、他の産業は消極的である。FASB [2001] では、次のような理由が指摘されている。すなわち、医薬品産業ではR&Dや製品開発がキーパフォーマンスインジケータであり、投資家が必要としている情報である。これに対して、他の産業（例えば、IT産業）では自主的開示で享受できるベネフィットよりも、競争優位を損なうリスクのほうが大きい。

(12) FASB [2001] によると、自動車および化学産業では、EVA (Economic Value Added) の詳細な議論やEVAの計算方法が開示されている。また、食品産業では、三つの主要なパフォーマンスベンチマークとして、フリーキャッシュフロー、EPSおよびEVAが開示されている。ここに、EVAとはStern Stewart and Co.による登録商標であって、広く用いられている企業評価モデルの一つである (Baker [2001], pp. 166-193)。

図3 FASBによる自主的開示のフレームワーク



および開示システムの分析・設計から構成されている。重要な点は、前者の出力情報を自主的に開示する際には、「経営者の判断」が関与することにある。FASB [2001] では、「どの程度まで自主的開示を行うかを決定するに当たって、企業には難しい判断が要求される」(FASB [2001], p. 19) と指摘されている。

しかしながら、FASB [2001] は、「ディスクロージャーの改善によって、資本配分プロセスがより効率化され、平均資本コストもより低下する」

(FASB [2001], p. 16) という立場から、この問題に対しては次のようなスタンスを採っている。すなわち、「如何なる場合においても、競争上センシティブな情報の開示を制限することが認められているからといって、そのことが、開示要求を回避する口実に用いられるべきではない」(FASB [2001], p. 19) とされている。この点に関連して、競争者というものは、競争相手の元従業員、共通する供給者や顧客、市場調査、業界出版物、他社製品の解体や技術的分析、および市場それ自体から、既にかかなりの知識を入手していることが指摘されている。また、競争上の脅威がどうしても払拭できないような場合には、開示を遅らせることも可能である。こうしたことを考慮しつつ、自主的開示のコストベネフィットに係る意思決定は「可能な限り慎重に」(FASB [2001], p. 20) 行われなければならない。

FASB [2001] は、BRRP のフォローアップとして、次の二つの点を挙げている。

- ① 個々の企業には固有な CFS があるので、この問題の研究は産業別に行うのが有効である。AICPA のインダストリタスクフォースと各業界団体は自主開示の実態を調査すべきである。
- ② AAA においても、ディスクロージャーの情報量と資本コストの関係を実証的に研究すべきである。

後者②については後で取り上げるとして、前者①について手短かに言及しておきたい。既に述べたように、AICPA はウェブサイトにおいて改善されたビジネスレポーティングの支援を表明しており (<http://www.aicpa.org/pubs/cpaltr/apr2001/supports.htm>)、具体的に、次の三つの項目が挙げられている。知的財産に関する情報開示にウェイトが置かれている。

- ・ より多くの将来情報。
- ・ 長期的利益のドライバ (例えば、顧客満足度、製品・サービスのクオリティ、従業員の有するノウハウ、生産性、技術革新等) に関する非財

知的財産の測定方法と監査（池田公司）

務的情報。

- ・ 今日の情報化された時代において価値と競争優位を生み出す知的資本やインタangibleズに関する情報。

また、AICPA は FASB [2001] が公表された翌年から ABV という企業評価能力の認定試験制度を開始している。ABV サイトからはハンドブックを始め種々の関連文書が PDF ファイルでダウンロード可能であるが (<http://www.aicpa.org/members/div/mcs/abv.htm>)、その中に次のような記述がある。

「企業評価の実務では、信頼の置ける資格が重要である。概念と方法を理解し、それらを正しく適用することで、企業や個人の資産につき、合理的で裏付けのとれる (reasonable and supportable) 価値が結論として導かれる。そのプロセスには、知識、経験、正当な注意、および健全な判断が求められる。……(中略)……市場は企業評価 (Business Valuation; BV) の資格を有する専門家とそうでない者とを急速に区別するようになり始めている。」

この点に関連して、ケンブリッジ大学ビジネススクールの Baker は、財務会計研究の立場から、会計プロフェッションに次のようにコメントしている。すなわち、現状では専ら財務諸表の作成や財務諸表データの解釈にウェイトが置かれているが、評価方法についての理解が不十分であると指摘されている。

「企業評価に財務諸表データを利用することが困難である問題を解決するには、会計の書籍とファイナンスのテキストを併用することが望まれる。……(中略)……会計士のトレーニングは一般に評価の問題に向けられていない。」(Baker [2001], p.3)

AICPA の ABV サイトによると、米国では ABV 以外にも BV に関する複数の資格制度が導入されている。これは BV に対する需要が種々のデイメンジョンで拡大していることを表しており、会計領域以外でも BV が理論的・実践的に発展しつつあることを意味している。従って、「図3」に当てはめ

て考えると、開示に踏み切るか否かの経営判断とは別問題として、測定システムの分析と設計は広範に経験を蓄積しつつあると考えられる。

なお、開示システムの分析と設計は、通常のIRサイトのレベルでは既に急速に普及しており、わが国でもFASB [2001] が公表された年にはIRサイトランキングが発表されている<sup>(13)</sup>。しかしながら、コンテンツが各社各様であることや、信頼性が保証されていないことがIT監査の基本問題として指摘されている。

### III 知的財産の評価方法と検証可能性

NYU ビジネススクールの Damodaran は、ファイナンスの立場から、評価方法について次のように述べている。

「総ての資産は、ファイナンシャルでもリアルでも、価値を有している。……(中略)……評価が容易な資産もあれば、評価が困難な資産もあるので、評価の詳細はケースバイケースで異なっている。従って、不動産所有権の評価には、公開で取引されている株式の評価とは異なった情報が必要であり、形も異なったものになる。しかしながら、驚くべき点は、資産ごとに技法は異なるものの、基本原理が極めて類似していることにある。」(Damodaran [2002], p. 1)

この点は、前掲の「図1」にみられるように、Royal NIVRA [2003] でも認識されている。そして、こうした認識に基づいて、Royal NIVRA [2003] はデリバティブのケースと同様に、固有リスクとしての「評価リスク」に注意を促している。すなわち、「評価は厳密な科学ではない」(valuation is not an exact science) と指摘されており (Royal NIVRA [2003], p. 32)、測定システムの設計や運用に当たっても、次のような注意が必要であるとしている。

---

(13) 『日経ビジネス』(2001年11月26日号, 154-166頁)のランキングでは、上場会社を対象として定量的評価と定性的評価が行われている。



知的財産の測定方法と監査（池田公司）

「総てのモデルと同様に、理論的に十分基礎づけられたこのモデルでも、『がらくたを入れても、がらくたしか出てこない』（Garbage In, Garbage Out; GIGO）という情報処理の格言が当てはまる。もし、経営計画や、それを根拠としたフリーオペレーティングキャッシュフローが非現実的であれば、コンピュータから導き出される『価値』もまた非現実的なものとなる。」  
(Royal NIVRA [2003], p. 11)

Royal NIVRA [2003] では、このような点に留意しつつ、BVの公正価値評価の重要性に着目している。すなわち、序文において次のように述べられている。

「結局のところ、企業一般にとっても、またそれらの事業活動単位にとっても、『公正価値』が益々重要になりつつある。このことは、戦略的な観点のみでなく、財務的および会計的な観点からもいえることである。」(Royal NIVRA [2003], p.ix)

2003年には、AICPAにおいても、SAS第101号「公正価値の測定および監査」(AICPA [2003a]) が公表されている。AICPAのウェブサイトからはSAS第101号の「ツールキット」(AICPA [2002]<sup>(14)</sup>) をダウンロードできるが、その付録I「公正価値を見積もるための評価方法」で次のように述べられている。

「評価の専門家は、企業の価値を決定する際に一つ以上の方法を検討するのが一般的である。公正価値の決定は厳密な科学 (*exact science*) ではないので、ある方法の結果を採択するに当たっては、一つまたは複数の他の方法の結果で裏付けをとるか、そうでなければそのような他の方法の結果を併用するのが一般的である。評価の専門家が複数の方法を考慮して適用したものの、一方の結果が他の結果と著しく異なっている場合、監査人は、公正価値

---

(14) SAS第101号「ツールキット」は、SAS第101号に先行して公表されている。

測定に差異が生じた理由を企業が如何に調査したかを評価しなければならない。重要な差異があるということは、専門家または経営者が方法、方法の基礎となる仮定および計算をレビューすべきであったということを示している。」(AICPA [2002], pp. 28-29)

Royal NIVRA においても AICPA においても「厳密な科学ではない」という同一文言が使用されており、興味深いものがある。監査人からみた場合、これが大きな「固有リスク」(inherent risk) として認識されるであろう。NYU の Damodaran も、これと同じ文言を用いて、次のようにコメントしている。

「評価というものは、一部の提唱者たちが考えているような科学ではないし、観念論者たちが期待しているような真実な価値の客観的な探求でもない。我々が評価に用いているモデルは計量的なものであるとしても、そのモデルへの入力には主観的な判断の余地が多分に残されている。従って、我々がモデルから結果として導いた価値には、プロセスに持ち込まれたバイアスがかかっている。実際問題として、最初に評価額の方を決めておいて、評価方法をそれに合わせるような評価も多いのである。」(Damodaran [2002], p. 2)

また、Damodaran は、良く検討された評価であっても、それは決して「正確な見積もり」(precise estimate) を意味するものではないこと<sup>(15)</sup>、計量化の度合いを高めたからといって必ずしも評価が改善されるわけではないこと等を指摘しており、無形財の監査を考える際の有益な手掛かりを示唆している。

インカムアプローチに属する方法で知的財産を測定する場合、その測定方法 (K型) はデリバティブの測定方法 (F型) と次の点で類似したものにな

---

(15) 将来の不確実性に関する仮定を用いている以上、合理性や妥当性は判定できても、正確性の主張は不可能な場合が多い。Baker も「評価の本質的な問題は、将来の不確実性である」(Baker [2001], p. 220) と指摘している。

図4 知的財産に対する監査アプローチ

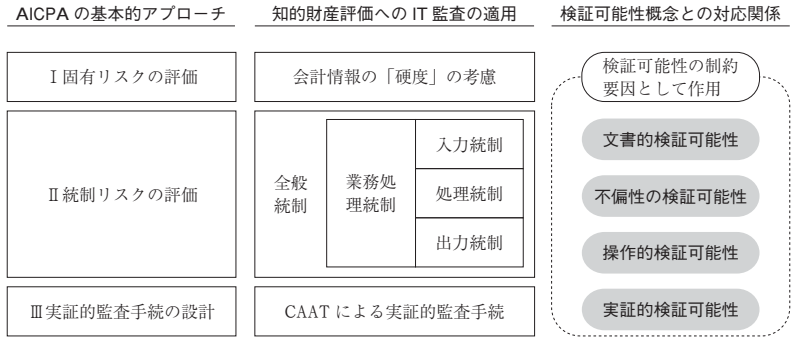
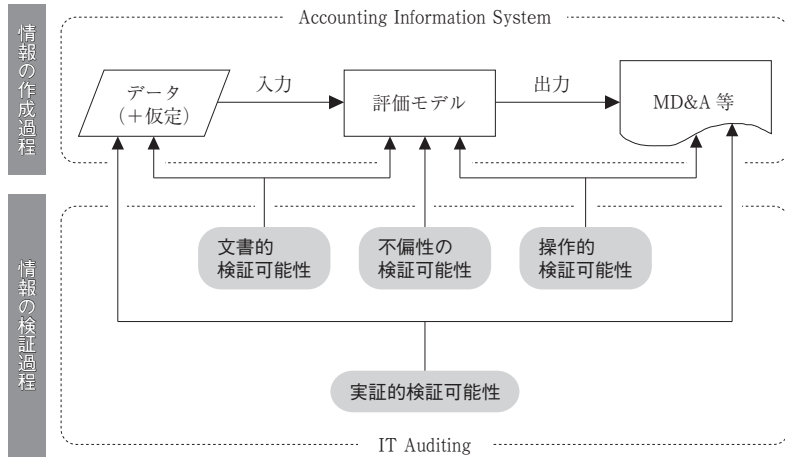


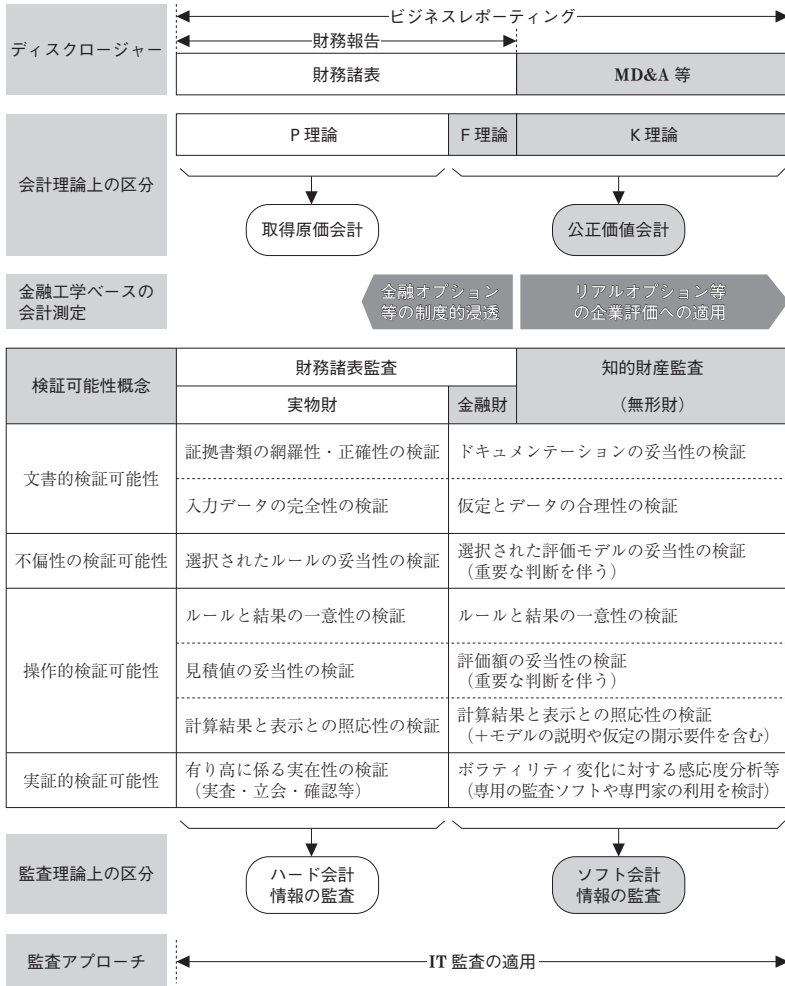
図5 知的財産評価の検証可能性



(出所) 武田 [2004], 79頁に加筆・修正。

り、プロダクト重視の伝統的な会計測定（P型）とは性格を異にしている。すなわち、F/K型は種々のタイプの金融工学ベースの測定方法が適用され、基本的に選択範囲の制限が設けられることはない。ただし、FASB [2001]

図6 検証可能性概念とそのインプリケーション



でも指摘されているように、「継続性」と「測定方法の開示」は基本要件として課せられる。これに対して、P型はフォーミュラアプローチが適用され、

表2 ハード会計情報およびソフト会計情報の監査

	<u>ハード会計情報</u>	<u>ソフト会計情報</u>
監査の目的	正確性の検証に重点	合理性・妥当性の検証に重点
監査タイプ	過去の事象を対象 データの信頼性の検証	将来的事象を対象 評価モデルの検証（重要な判断を伴う）
監査リスク	相対的に小さい	相対的に大きい
制 約 条 件	相対的に高い検証可能性	相対的に低い検証可能性

一定の制度的な選択範囲（GAAP）が設けられている。更に、P型では「方法」の規制に加えて、「変数」にも制度的な規制が加えられている。例えば、減価償却を例にとると、財務省令で法定耐用年数が定められている。また、税法では償却率が少数以下第3位まで指定されている。こうすることで、計算プロセスに恣意性が介在する余地がなくなり、測定に伴う主観性が低くなる。すなわち、会計情報の「硬度」が高くなる（ハード会計情報）。

また、F/K型は仮定に基づく見積計算であって、主観性の高いソフト会計情報としての性格を有している。P型が過去の取引データの集計であることと対照的である。会計情報の検証可能性を検討する場合にも、ハード会計情報とソフト会計情報の属性の相違を考慮する必要がある。このような観点から知的財産評価の検証可能性を纏めたものが、「図4」、「図5」および「図6」である。また、ハード会計情報およびソフト会計情報の監査を、監査の目的、タイプ、監査リスクおよび制約条件について比較したものが「表2」である。

なお、「図6」に示したように、現行の制度会計では、部分的に公正価値会計（時価評価）が浸透している。基本的には、次のように理解されている。

「時価会計というのは、すべての貸借対照表項目について、時価評価基準

を適用しようというのではない。金融商品と非金融商品とを区別し、基本的には、金融商品（金融資産および金融負債）に対して時価評価基準を適用しようというのである。」（武田 [2003], 604頁）

AICPA の SAS 第92号「金融商品、ヘッジ活動および有価証券取引の監査」の監査ガイド（AICPA [2001a]）によると、デリバティブ監査は、一般的な監査アプローチと同様に、①固有リスクの評価、②統制リスクの評価、および③実証の手続の設計から構成される。この考え方は、知的財産のケースにも該当するであろう。①は監査対象に固有なリスクの評価であり、F/K型の測定方法では、上で引用した Royal NIVRA、AICPA および Damodaran の指摘にもみられるように、評価につきものの主観性である。②はコントロールが有効に機能していない場合に晒されるリスクを識別することであるが、より具体的な議論をするには、「図4」に示したように、これを AIS のコントロールと結びつけて検討する必要がある。AIS のコントロールは全般統制（general control）と業務処理統制（application control）に大別され、前者は IT 部門全体に関わるコントロール（システム開発体制の適切性等）であり、後者は個々のアプリケーションシステム（知的財産の測定システム等）に関わるコントロールである。後者は更に、情報処理の流れに即して、入力統制、処理統制および出力統制に細分される。例えば、評価の基礎となるデータや仮定が適切に「ドキュメンテーション」されており、合理的な裏付けをとれるような状態になっているか、またデータや仮定は妥当性を有しており、見落とされたファクタは無いのか、等のチェックは入力統制に関係している（文書的検証可能性）。評価モデルの選択の仕方にバイアスがかかっているか、選択された評価モデルは状況に相応しいか、等のチェックは処理統制に関係している（不偏性の検証可能性）。計算プロセスに誤謬はないか、重要な仮定が開示されモデルについての適切な説明が行われているか、等のチェックは出力統制に関係している（操作的検証可能性）。最後に、③はこ

知的財産の測定方法と監査（池田公司）

うしたことを保証するようなコントロールが十分に機能していないと判断された場合に、監査人が仮定や評価モデルをリスクに応じて検証する監査手続を意味する。専用の監査ソフトを用いてボラティリティの変化に対する感応度を分析したり、必要に応じて専門家の利用<sup>(16)</sup>を検討する。

歴史的財務諸表の監査は、「表2」に要約的に示したように、過去の事象を対象とした「証明監査」としての性格を有しており、それ故、相対的に監査リスクは低く検証可能性は高い関係にある。これに対して、デリバティブズやインタンジブルズは、将来的事象を対象としている。Bakerによると、リアルオプションアプローチの特質は、「不確実な将来を開拓するという機会（義務ではない）を持つことに価値がある」（Baker [2001], p. 213）という考え方に見出される。このような考え方を会計情報に反映させるアプローチを採る場合には、「図4」, 「図5」および「図6」からも理解されるように、相対的に監査リスクが高く検証可能性は低くなる。

#### IV 知的財産の開示とビジネスレポーティング研究

FASBの活動を導いている原則の一つは、ベネフィットがコストを上回るときにのみ会計基準を作成するというものである。しかしながら、「図3」のフローチャートにみられるように、しばしば会計情報の作成者と利用者ではコストとベネフィットについての認識が異なっている。また、ディスクロージャーのコストとベネフィットをどのように定義し、計量的に把握するかが問題となる。1997年に *Accounting Review* 誌に「ディスクロージャーレベルと持分資本コスト」（Botosan [1997]）という実証研究が発表されており、「ディスクロージャーの拡大は持分資本コストを引き下げる」（Botosan [1997], p. 346）という発見事項が得られている。Botosan [1997] では、製

---

(16) SAS 第73号では“specialist”と呼ばれ、ISA 第620号では“expert”と呼ばれている。

造業の122社が1990年に公表した年次報告書の自主的開示が対象とされている。米国でインターネットが広範に普及する前の段階でもこうした発見事項が得られたことは、潜在的なインプリケーションを示唆している。ディスクロージャーの量の拡大は、直ちにディスクロージャーの質の向上も意味するのか、また、信頼性の保証はどの範囲まで行うことが望ましいのか等について、今後のアカデミックな支援が必要と思われる。

#### 【参考文献】

- AICPA[1988], *SAS No. 57: Auditing Accounting Estimates*, AICPA.
- [1994], *Improving Business Reporting: A Customer Focus*, Report of Special Committee on Financial Reporting, AICPA.
- [1998], *Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information*, AICPA.
- [2000], *SAS No. 92: Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and Investments in Securities*, AICPA.
- [2001a], *Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and Investments in Securities*, AICPA Audit Guide, New Edition as of March 15, 2001, AICPA.
- [2001b], *XBRL Essentials: A Nontechnical Introduction to eXtensible Business Reporting Language (XBRL), The Digital Language of Business Reporting*, AICPA.
- [2002], *Auditing Fair Value Measurements and Disclosures: Allocations of the Purchase Price under FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations, and Tests of Impairment under FASB Statements No. 142, Goodwill and Other Intangible Assets, and No. 144, Accounting for the Impairment or Disposal of Long-lived Assets*, A Toolkit for Auditors, AICPA.
- [2003a], *SAS No. 101: Auditing Fair Value Measurements and Disclosures*, AICPA.
- [2003b], *Guide for Prospective Financial Information*, AICPA Audit and Accounting Guide, AICPA.
- [2003c], *Codification of Statements on Auditing Standards, Numbers 1 to 101*, AICPA.
- [2004], *ABV Credential Handbook: A Guide to Obtaining and Maintaining the Accredited in Business Valuation (ABV) Credential*, AICPA.
- Baker, Richard [2001], *Determining Value: Valuation Models and Financial Statements*, Prentice Hall/Financial Times.
- Black, F. and M. Scholes [1973], “The Pricing of Options and Corporate Liabilities,”



知的財産の測定方法と監査（池田公司）

- Journal of Political Economy*, 81 (3), pp. 637-54.
- Botosan, Christine A. [1997], "Disclosure Level and the Cost of Equity Capital," *Accounting Review*, 72 (3), pp. 323-349.
- Brennan, M. J. and E. S. Schwartz [1985], "Evaluating Natural Resource Investments," *Journal of Business*, 58 (2), pp. 135-57.
- Damodaran, Aswath [2001], *The Dark Side of Valuation: Valuing Old Tech, New Tech, and New Economy Companies*, Prentice Hall/Financial Times.
- [2002], *Investment Valuation: Tools and Techniques for Determining the Value of Any Assets*, Second Edition, John Wiley & Sons Inc.
- FASB[2000], *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, **Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, FASB**. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社)
- [2001], *Improving Business Reporting: Insights into Enhancing Voluntary Disclosures*, Steering Committee Report of Business Reporting Research Project, FASB.
- Frykman, David and Jakob Tolleryd [2003], *Corporate Valuation: An Easy Guide to Measuring Value*, Prentice Hall/Financial Times.
- IFAC [2003], *Handbook of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements*, 2003 Edition, IFAC.
- Kaplan, Robert S. and David P. Norton [1996], *The Balanced Scorecard - Translating Strategy into Action*, Harvard Business School Press.
- McDonald, R. and D. Siegel [1986], "The Value of Waiting to Invest," *Quarterly Journal of Economics*, 101 (4), pp. 707-27.
- Royal NIVRA [2003], *Recent Trends in Valuation: from Strategy to Value*, John Wiley & Sons Ltd.
- 武田隆二[2003] 『最新財務諸表論（第9版）』中央経済社。
- [2004] 『会計学一般教程（第6版）』中央経済社。